

IV 施策の展開方向

1 担い手育成

(1) 次世代を担う人材の確保・育成

ア 農業者の農業経営力の向上

【現 状】

令和6年度末の安房管内認定農業者数は337経営体であり、令和3年度末の386経営体と比べ減少傾向にあります。一方、5ha以上の大規模農業経営体数は平成17年の50戸から令和7年の113戸に増加しており、農地の集積・集約等により規模を拡大し、所得を増加させることが、農業経営体数を維持するために肝要です。

しかし、経営規模を拡大するには労力の確保が課題となっており、外国人材の活用、農福連携、第3セクターや飼料生産組合によるコントラクター事業、農業者間の作業受委託、繁忙期の日雇いなど多様な手法で労力確保を行っています。

経営規模の維持・拡大に向けては、雇用主の経営管理能力向上と人材育成、就労環境の整備を進め、労力の有効活用を図る必要があります。また、省力化の観点からスマート農業も重要であり、直進アシストトラクターや農業用ドローンの利用が普及してきています。

【課 題】

- ① 労働力の確保・就労環境の整備
- ② 認定農業者制度及び各種事業の活用
- ③ 経営主の雇用管理能力、人材活用能力の向上
- ④ 法人化、企業的経営体制の確立
- ⑤ 農作業の分業化、共同化による負担軽減



コントラクター事業による飼料生産

【展開方法】

- ・ 認定農業者制度及び各種事業活用により、経営改善や就労環境の整備を推進します。
- ・ 研修会や情報交換会等を行い、経営主の雇用能力、人材活用能力の向上を図ります。
- ・ 専門家派遣制度等を活用し、法人化を含め、農業経営の発展に合わせて支援します。
- ・ 農作業受託組織やコントラクター事業、作業の共同化への取組を支援し、農業者の作業負担軽減と効率化を図ります。

【関連する施策・事業】

- 農業経営基盤強化促進法
- 農地中間管理事業
- 農業雇用労働力対策就業環境整備事業
- ちばの次世代農業経営体確保・育成事業
- 農業雇用条件改善推進事業
- 農福連携の推進

【達成指標】

項 目	現 状 (6年度)	目 標 (11年度)
管内認定農業者数に占める法人の割合	18%	20%
雇用改善に向け事業を活用する経営体数	—	8件

イ 農業を支える多様な担い手の確保・定着

【現 状】

平成31年に26人であった管内新規就農者数（雇用就農含まない）は年々減少し、令和6年には12人まで減少しました。担い手の確保・育成が急務となっています。近年は、親元就農のほか、地域外からの新規参入や企業参入、雇用就農、離職就農、定年帰農等、就農形態が多様化しており、就農受入れ体制の整備や潜在就農候補者の掘り起こしが必要です。定着には、農業技術・経営能力の習得や仲間づくり、経営が安定するまで制度的な支援が求められ、市町をはじめ（一財）南房総農業支援センター、鴨川市ふるさと回帰支援センター等の指導団体や支援機関と連携して複合的な支援を継続的に行っています。

安房拓心高校と連携して行っている就農啓発活動では、例年、卒業生の就農誘導に成果があり、就農意欲の向上につながっています。

また、担い手が減少する中、集落機能が維持できるように、集落営農組織の育成を推進する必要があります。

【課 題】

- ① 後継者確保のための就農促進
- ② 新規就農者の段階的研修による知識・技術
経営能力の習得・向上
- ③ 多様な就農形態に応じた支援体制の確立
- ④ 集落営農組織の体制整備および後継者育成



経営体育成セミナーの様子

【展開方法】

- ・ 高校生に対し、先進農家への視察研修や栽培実習を支援し就農意欲を喚起します。
- ・ 定年帰農、Uターン就農希望者に対し研修会を開催し、帰農や援農意欲を喚起します。
- ・ 農業経営体育成セミナーやスキルアップ研修を実施し、新規就農者の経営安定を支援します。また、新規就農者間の交流、地域の指導農業士や農業士及び農業青年団体との交流を通して、経営改善能力の養成、地域への定着を図ります。
- ・ 新規就農者の確保に向け、関係機関と連携して就農受入体制の整備に努めます。
- ・ 集落営農組織の育成進度に応じた伴走支援を行います。

【関連する施策・事業】

- | | |
|----------------|-----------------|
| ○ ちば新農業人サポート事業 | ○ 力強い担い手育成事業 |
| ○ 新規就農者育成総合対策 | ○ 青年等就農資金 |
| ○ 農業経営多角化支援事業 | ○ 集落営農加速化事業 |
| ○ 多面的機能支払交付金 | ○ 中山間地域等直接支払交付金 |

【達成指標】

項 目	現 状 (6年度)	目 標 (11年度)
新規就農者数（雇用就農者数を含む）	29人/年	30人/年 (8～11年度平均)
新規就農者向け研修受講者数 (農業経営体育成セミナー修了者数)	9人	25人 (8～11年度延べ人数)

ウ 林業事業体の育成

【現 状】

現在、木材価格の長期低迷や森林所有者の高齢化・世代交代などから森林整備の中心的な担い手は森林所有者自身から森林組合等の林業事業体に移っています。安房地域では令和7年7月現在、6つの認定林業事業主が存在しています。地形条件等の厳しい安房地域において、民有林の森林整備の推進には補助事業の活用が不可欠ですが、森林所有者と直接、森林経営委託契約を結び、施業地を集約化し、森林整備事業を実施している認定林業事業主は千葉県森林組合（安房事業所）のみで、他の林業事業体は県や市町等が発注する委託業務や森林組合の下請けで森林整備を行っている状況です。安房地域は県内でも森林面積が大きく、森林整備を推進するための担い手の数や集約化の取組は十分とは言えません。担い手数を増やすには、集約化に取り組む人材を育成するとともに、森林整備事業を安定的に確保し、収益性や雇用条件を改善する必要があります。

【課 題】

- ① 林業事業体の収益性の確保及び経営の安定化
- ② 集約化や森林整備事業全体を実行管理できる人材の育成

【展開方法】

- ・ 森林所有者から森林組合等の林業事業体への森林経営委託を推進し、森林経営計画に基づく効率的な森林整備を進め、林業事業体の経営の安定化を図ります。
- ・ 林業事業体が補助事業を活用できるよう森林経営計画の作成や補助金申請手続きを支援します。
- ・ 高性能林業機械やICTの活用を推進し、作業者の負担軽減、作業の効率化を図ります。
- ・ 千葉県森林組合連合会や千葉県林業労働力確保支援センターと連携して、研修参加や資格取得を推進し、効率的な森林整備に取り組む人材を育成します。

【関連する施策・事業】

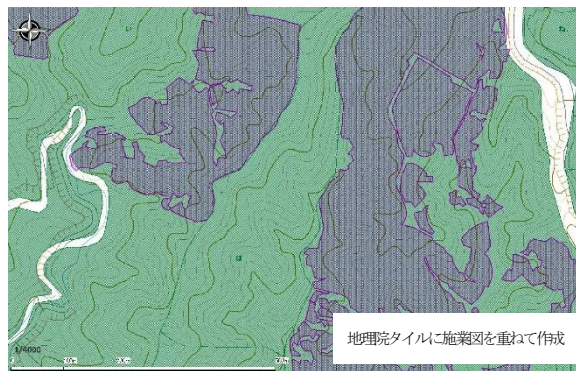
- 森林・林業担い手確保・育成対策事業
- 森林経営計画制度
- ICTの活用推進

【達成指標】

項 目	現 状 (6年度)	目 標 (11年度)
集約化に取り組む人材 (森林施業プランナー等)	6人	8人



衛星測位システムを活用した測量・現地確認



森林経営計画により集約化された森林

2 農林業の成長力強化

(1) 園芸の振興 **重点施策**

ア 花き

【現 状】

安房地域は、カーネーションやストック、ひまわり等の切花を中心に100種類以上が栽培されていますが、産出額は生産者の高齢化、令和元年台風による被災等で減少しており、後継者のいない経営体も多い状況です。また、従業員等の労働力不足が顕著であり、外国人材等の活用による労働力の確保や省力化技術の導入が行われています。

古くからの産地で栽培技術は高いものの、スマート技術や夏秋期の高温等の気候変動に対応した新たな栽培技術の導入は十分とはいえません。また、近年の資材費等の高騰の影響を受ける生産者も多く、その対策が求められています。個人出荷の多い産地にあつて、個別経営体が連携し産地の維持発展に寄与する活動を実施しているのが特徴です。

販売面では、個人出荷で独自色を打ち出して販売活動を行う一方で、農協が系統共選を強化し出荷情報のDX化に取り組むなど二極化されています。新型コロナウイルス感染症を経て、国民の生活様式の変化から冠婚葬祭の需要が大きく減った一方、ホームユース需要の割合が増えており、消費者の動向を捉えた販売力の強化が求められています。

【課 題】

- ① 生産性の向上と持続性を両立した生産基盤の強化
- ② 消費者の動向を捉えた販売力の強化
- ③ 産地を担う経営体の育成・支援と新規就農者の確保

【10年後の目指す姿】

- ・ 労働力の確保、省力化技術の導入や、気候変動に対応した栽培技術の導入により生産が維持され、流通のDX化や消費者動向に対応した販路の拡大により一経営体あたりの販売額が増加しています。

【重点推進地域、主たる地域・対象】

<p>安房農業協同組合系統共選 《農協花き共選一人当たりの出荷数量》 (現状)1,834箱・個/人→(目標)2,000箱・個/人</p>	<p>産地を担う個別経営体※ 《経営改善に向けた取組の実践経営体数※》 (現状) - ⇒(目標) 27件</p>
<p>《主な取組》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 労働力の確保・ 気候変動に合わせた栽培技術の導入・ 流通の効率化と出荷情報のDX化・ 施設導入等による規模拡大・ 省力化・労力負担軽減技術の導入・ 自然災害対策（補強・共済加入等）・ 新規就農者等の確保・ 鮮度保持技術の導入・ 持続可能な農業への取組・ 難防除病害虫対策、鳥獣害対策	<p>《主な取組》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 労働力の確保・ 気候変動に合わせた栽培技術の導入・ 消費者の動向を捉えた販売力の強化・ 自然災害対策（補強・共済加入）・ 省力化・労力負担軽減技術の導入・ 省力化に合わせた施設のリフォーム・ 鮮度保持技術の導入・ 持続可能な農業への取組・ 難防除病害虫対策、鳥獣害対策

※安房農業協同組合系統共選出荷数量を系統出荷人数で除した数量

※産地を担う個別経営体は南房総『awahana!!』、千葉県花き園芸組合連合会カーネーション部会

※経営改善に向けた取組とは、新技術・機器類の導入や雇用管理・生産ラインの改善等を指す

【展開方法】

- ・ 労働力不足を補うため、外国人材等の多様な人材の活用を推進するとともに、スマート農業技術や省力化技術の導入を推進します。
- ・ 気候変動に対応した高温対策等の栽培技術の導入を推進するとともに、栽培に係る資材や燃油代等の高騰に対する支援を継続し、安定生産を図ります。
- ・ 自然災害に対応するため低コスト耐候性ハウスの導入や老朽施設の改修・施設の補強を促すとともに、園芸施設共済や収入保険への加入を促進します。
- ・ 流通におけるDX化等を促進し、流通の合理化を図ります。
- ・ 共進会やイベント等への支援を通じた需要拡大を図るとともに、消費者動向を捉えた販売促進に努めます。
- ・ 生産者組織の活動支援や新規参入者の支援により地域農業の持続的発展を目指します。

【関連する施策・事業】

- 第3次千葉県花植木振興計画
- 「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業
- ちばの園芸高温対策緊急支援事業
- 施設園芸等燃料価格高騰対策
- 産地生産基盤パワーアップ事業
- 農業雇用労働力対策就業環境整備事業
- 農業雇用条件改善推進事業
- 力強い担い手育成事業

【達成指標】

項目	現状	目標 (11年度)
安房地域花き産出額	47.6億円（令和5年）	47.6億円
農協花き共選一人当たり 出荷数量（1～12月）	1,834箱・個/人 （令和6年）	2,000箱・個/人
経営改善に向けた取組の実践経営 体数	-	27件

※令和5年花き産出額は一部推計値を含む



JA 安房神戸支店集出荷場



花き生産者に向けた経営改善研修

イ 野菜

【現 状】

安房地域では、冬季の温暖な気候を生かした特色ある品目の生産が行われています。

食用ナバナ (295ha) は、南房総市、鋸南町を中心に生産されており、地域の代表的な品目です。高齢化等により、生産者数や栽培面積が減少していますが、規模拡大を志向する生産者や法人の栽培面積は増加しているとともに、契約販売等の取組も進められています。

レタス (20ha) は館山市を中心に生産されていますが、高齢化により生産者数、産地面積は減少傾向にあります。ほ場区画が狭小であること、トンネル展張、出荷調製等負担がかかる作業が多いことにより規模拡大が困難となっています。産地維持に向けた動きとして、栽培管理作業の省力化や調製の簡素な新しい出荷形態の検討が進んでいます。

いちご (6.2ha) は館山市、南房総市を中心に生産されており、観光いちご狩りや直売、市場出荷が行われています。高齢化により生産者数は年々減少しており、また、いちご狩り客数も減少傾向になっています。一方で、若い後継者のいる経営体や新規参入者等もあり、担い手として地域に定着するための支援が必要です。

その他、ししとう、甘長とうがらし、トマト、にがうり、そらまめ、えだまめ、いんげん、セルリー、モロヘイヤ、ブロッコリー、れんこん、スイートコーン、生落花生、ニンニクなど、多彩な品目の栽培に取り組んでいます。

【課 題】

- ① 新たな担い手の確保
- ② 大規模経営体、後継者などの経営安定化
- ③ 生産出荷調製に係る労働負担の軽減
- ④ 栽培技術の改善による収量の向上

【10年後の目指す姿】

- ・ 地域特産野菜の生産性を向上し、新たな担い手と規模拡大志向のある経営体の育成を目指します。

【重点推進地域、主たる地域・対象】

JA 安房菜の花部会 南総なばなネット 生産拡大意向を持つ生産者 《食用ナバナ販売金額》 (現状) 8.3 億円 ⇒ (目標) 8.9 億円	安房農業協同組合神戸支店管内 野菜生産者 《レタス等野菜販売金額》 (現状) 1.3 億円 ⇒ (目標) 1.5 億円
《主な取組》 ・ 新規出荷者の確保・育成に向けた支援 ・ 人材育成、労務管理能力向上による規模拡大支援 ・ 病害虫管理、栽培技術の改善による生産の安定化 ・ スマート農業技術の導入・活用支援	《主な取組》 ・ 後継者組織の活動強化 ・ 雇用の有効活用による中核的な経営体の育成 ・ 労働負担軽減技術の導入 ・ 新たな出荷体制の検討

【展開方法】

- ・ 関係機関と連携し、地域内外の就農希望者を受け入れ、新たな担い手確保に関する取組を進めます。また、規模拡大意向のある生産者を対象に研修会を開催し、新たな担い手の地域への定着を目指します。
- ・ 大規模経営体は、規模拡大に伴い、人材育成、労務管理等が経営上の大きな問題となっていることから、研修会の開催、視察等により、経営管理能力の向上を図ります。
- ・ 規模拡大に伴う労働力不足に対しては、法人間や異業種との連携、援農、農福連携等の仕組み作りを進めます。
- ・ スマート農業技術の導入や産地の生産体制の検討により、省力的で安定的な栽培を目指します。
- ・ 気候変動による環境の変化に対応した栽培技術の検討や栽培指導を行います。

【関連する施策・事業】

- 指定野菜価格安定対策事業
- 産地生産基盤パワーアップ事業
- グリーンな栽培体系加速化事業
- 「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業
- ちばの園芸高温対策緊急支援事業
- 千葉県スマート農業推進方針

【達成指標】

項目	現状	目標 (11年度)
安房地域野菜産出額	45.6 億円 (令和5年)	47 億円
食用ナバナ販売金額	8.3 億円 (令和6年度)	8.9 億円
レタス等野菜販売金額	1.3 億円 (令和6年度)	1.5 億円



食用ナバナチャレンジセミナー



レタス後継者組織研修

ウ 果樹

【現 状】

主要品目は、びわ(119.0ha うち施設6.0ha、令和6年現在)、かんきつ(温州みかん58.8ha、中晩生柑橘類5.4ha、レモン11.0ha、令和6年現在)などで、個人宅配、注文販売、直売所や道の駅などでの販売が主な販路です。

びわでは、生産者及び栽培面積が減少するとともに老木化や施設の老朽化が進んでいるため、改植や施設のリフォーム、新たな担い手や労働力の確保が急務となっています。また、出荷調製作業においてパートを雇用している経営体は多いものの、パートの高齢化により作業者が減少しており対策が求められています。さらに、贈答需要の減少や核家族化により手軽に購入できる新たな販売方法が求められています。

かんきつでは、高齢の生産者の離農により栽培面積は減少していますが、後継者や新規参入者は一定数おり、後継者に対しては事業承継や園地更新に関する指導、新規参入者については栽培技術や経営の指導等を行うことで担い手として地域に定着するための支援を行っています。

この他、温暖な気候を生かしパッションフルーツなどの亜熱帯果樹類が栽培されています。

【課 題】

- ① 産地規模の維持（販売金額、施設、担い手）
- ② 持続的な共同出荷体制の整備
- ③ 新たな担い手の確保及び定着、後継者の育成及び園地の更新
- ④ 気候変動に対応した栽培技術や園地整備

【10年後の目指す姿】

- ・ 新たな担い手が産地に定着できる体制が構築され、担い手に優良園地が集積される産地を目指します。
- ・ 共同出荷体制が整備されるとともに、少量パック等の新たな販売方法により有利販売ができる産地を目指します。

【重点推進地域、主たる地域・対象】

<p>房州枇杷組合連合会 《系統出荷額》 (現状)56.4百万円→(目標)70百万円</p>	<p>JA 安房温室びわ組合 《系統出荷額》 (現状)28.2百万円→(目標)30百万円</p>
<p>《主な取組》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 新たな担い手確保及び園地流動化体制の整備・ 共同選果共同販売体制の導入・ 新規規格パックの導入・ 気候変動による病害虫への対策	<p>《主な取組》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 老木の改植・ 施設の改修・建て替え・ 施設の流動化・ 気候変動による生育遅れや病害虫への対策

【展開方法】

- ・産地として継続して栽培ができるよう地域で話し合いを行い、新たな担い手の育成及び園地の流動化を目指します。
- ・生産者組織と連携し、新しい出荷体制（共同選果・共同販売体制・労働力）の整備を進めます。
- ・消費者のニーズに合わせた販売を行うため、少量パックでの果実販売を目指します。
- ・気候変動に対応した栽培体系を推進します。
- ・省力化樹形や省力化技術に対応した園地づくりを推進します。
- ・新規就農希望者の掘り起こしを行い、希望者を集めた栽培や経営の研修会を行い、新規就農を推進します。

【関連する施策・事業】

- 第13次千葉県果樹農業振興計画
- 「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業
- 果樹経営支援対策事業
- 施設園芸等燃料価格高騰対策
- 特産果樹産地振興事業

【達成指標】

項目	現状	目標 (11年度)
安房地域果実産出額	10.3億円（令和5年）	10.5億円
びわの系統出荷額	0.84億円（令和7年度）	1億円



ドローンによるカメムシ防除散布



病害虫に関する情報提供

(2) 農産の振興 **重点施策**

【現 状】

安房地域は、水田のほとんどが中山間地域に分類され、傾斜地や高低差が多く大区画化が難しい地域です。水稲作付面積は2,768haであり、品種構成は「コシヒカリ」68.3%、「粒すけ」10.2%、「ふさこがね」9.1%、「ふさおとめ」8.0%となっています。「コシヒカリ」の作付けが最も多いですが、倒伏や高温登熟耐性が弱いことから、「粒すけ」や「にじのきらめき」等の倒伏耐性品種への転換が進みつつあります。

経営体数は高齢農家の離農により減少していますが、中心的経営体や若手農家へ集積が進み、令和6年現在、5ha以上の水稲農家への集積率は34%となっています。一方、大規模化が見込めない地区では、生産だけでなく水路や農道など農地周辺の管理にも多くの労力がかかります。集落機能を維持・強化するためには、2ha未満の農家や定年帰農者等への支援も必要です。

また、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、それぞれ5,764haと558haの農地及び関連施設を共同で管理していますが、高齢化や事務作業者の不足により継続を断念する地域も多く、労力や予算が限られる中、老朽化した農業インフラの更なる管理負担も懸念されます。このような状況において、全ての集落で地域農業の中長期的な設計図となる地域計画が策定されました。今後は計画に位置付けられた中心経営体を支援し、農地の集積・集約を円滑に進めていく必要があります。

コロナ禍での米価低迷後、様々な要因によって米価が急騰し、今後の動きが不透明な状況です。また、高温による登熟障害や斑点米カメムシ、イノシシなどの野生鳥獣による被害等により収量・品質の低下も見られ、農業経営の持続的な安定を図るため、これら諸問題への対策も課題となっています。

【課 題】

- ① 米の安定生産や契約栽培等の導入による経営安定
- ② 効率的に営農できる地域体制や基盤条件の整備
- ③ 省力化・低コスト化技術や農業支援サービスの普及
- ④ スマート農業に対応した農地整備や耕作条件改善

【10年後の目指す姿】

- ・ 地域計画に位置付けられた中心的水稲経営体への農地の集積・集約が進んでいます。
- ・ 農業者の世代交代が円滑に行われ、稼げる農業の実現で後継者が確保されています。
- ・ 農村の集落機能を維持・強化し、水路及び農道の管理や有害鳥獣対策、外来生物対策を地域協働となって行っています。

【重点推進地域、主たる地域・対象】

複合経営体
《5ha以上の経営体数》
(現状) 1戸⇒(目標) 4戸

10ha以上の水稲経営体
《15ha以上の経営体数》
(現状) 18戸⇒(目標) 24戸

《主な取り組み》

- ・ 経営安定に向けた多収品種等の導入
- ・ 今後の地域を担う若手農家の育成、定着
- ・ スマート農業技術、機械を最大限活用できる生産基盤の整備
- ・ 地域計画の見直し及び計画に沿った農地集積・集約支援
- ・ 高密度播種苗や直播等の省力、低コスト化技術の普及

【展開方法】

- ・ 高齢農家のリタイヤ等による農地受け入れに対応できるよう、親元就農者の経営及び農業技術承継を支援します。また、経営安定を図るため、コシヒカリに代わる高温耐性品種の導入や多収品種の導入を推進します。
- ・ 担い手への農地集積が急速に進み、水路や農道等の地域資源管理や有害鳥獣対策についても負担となることが見込まれます。地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活用を推進します。また、中小規模農家及び若手水稻農家に対し、安房農業協同組合と連携して水稻栽培指導を行い、地域の営農体制強化を図っていきます。
- ・ 農業経験の浅い従業員や限られた人員で作業を行うには、スマート農業技術の普及や高密度播種苗や直播等の省力化技術の導入等が必要であるため、自動操舵トラクター等のスマート農業機械の性能を発揮できるよう、農地整備を推進します。

【関連する施策・事業】

- 経営所得安定対策
- 飼料用米等生産支援事業
- 農産産地支援事業
- 産地生産基盤パワーアップ事業
- 地域農業構造転換支援事業
- 多面的機能支払交付金
- 中山間地域等直接支払交付金
- 土地改良事業

【達成指標】

項 目	現 状 (6年度)	目 標 (11年度)
経営面積 5ha 以上の農家への農地集積率	34%	40%
コシヒカリの作付け割合	68.3%	60.0%



よいね まな や
良稲の学び舎の研修会



生育調査

(3) 畜産の振興 **重点施策**

【現 状】

酪農発祥の地を有する安房地域では、古くから家族経営を主体とした酪農経営が行われてきたほか、酪農家の高齢化による労働負担軽減の手段として、酪農から転換した黒毛和牛の繁殖経営が行われています。

地域の畜産産出額の8割（畜産 492 千万円、酪農 395 千万円（令和5年））を占める酪農経営では、戸数、頭数ともに減少傾向となっています。飼料価格の高止まり、担い手の高齢化、後継者不在等の理由により、今後も戸数、頭数の減少が続く見込みであり、安房地域の将来に与える影響は小さくありません。

一方、近年では自給飼料生産コントラクターやTMRセンター、育成牧場等の利用により、作業の外部化が進み、飼養管理の向上や規模拡大につながっているほか、畜産クラスター事業を活用した大規模な施設整備等、次世代につながる取組が行われています。令和2年には館山市に搾乳ロボット等の先端技術が取り入れられた地域最大規模の酪農場が完成し、作業の効率化・省力化、牛舎環境の改善、雇用の創出等を実現しており、地域のモデルとなっています。

【課 題】

- ① 自給飼料を活用し、堆肥を農地に還元する持続可能な畜産経営の実現
- ② 牛舎の改築、機械更新等による作業性改善
- ③ スマート技術等、新技術活用による生産性向上の推進
- ④ 暑熱対策による気候変動への対応

【10年後の目指す姿】

- ・ 水田を活用した飼料生産が進み、飼料用トウモロコシ、ソルガム、稲WCS及び水田裏作での牧草生産面積が拡大しています。
- ・ 補助事業等を活用し、牛舎の改築、機械（スマート技術）導入が進み、作業性が改善されています。
- ・ 気候変動に対応した技術が定着し、経営が安定しています。

【重点推進地域、主たる地域・対象】

安房地域の酪農経営体 《年間販売乳量》 (現状) 23,780 t ⇒ (目標) 23,780 t	千葉県みるく農業協同組合南部支所 酪農研究会等 《スマート技術導入》 (現状) 15 事例 ⇒ (目標) 20 事例
《主な取組》 <ul style="list-style-type: none">・ 飼養管理改善・ 自給飼料生産拡大・ 省力化、外部化促進・ 施設、機械の更新・ 乳用後継牛の効率的な確保・ 空き牛舎等経営資源の活用推進	《主な取組》 <ul style="list-style-type: none">・ スマート技術導入 (労働負担技術導入、暑熱対策技術導入、飼養管理技術導入、作業管理技術導入、個体管理技術導入)・ 機械の更新

【展開方法】

- ・ 県内外の先進的な自給飼料生産について生産者に紹介する機会を設けることで、安房地域の自給飼料生産のあり方の参考となるよう支援します。また、耕種農家との連携による自給飼料生産や家畜ふん堆肥の活用を支援し、地域と調和した持続可能な畜産経営を推進します。
- ・ 収益性の高い酪農経営実現のため、先進的な飼養管理技術について情報提供し、生産者に経営改善のための検討を促すよう支援します。
- ・ 効率的な牛群改良のため、ゲノム分析、性判別精液、受精卵移植等による乳用後継牛の確保を推進し、地域全体の乳牛の能力を高め、成牛1頭あたりの生乳生産量向上を図ります。
- ・ 作業性改善のための施設、機械更新を支援し、生産者が経営を継続できるよう支援します。
- ・ 近年の夏季における暑熱環境の厳しさを踏まえ、暑熱ストレス軽減のための技術導入を支援します。
- ・ 和牛繁殖雌牛産地の維持のため、飼養管理技術の向上を目的とした研修会の開催を支援します。

【関連する施策・事業】

- 第8次千葉県酪農・肉用牛生産近代化計画
- 千葉県家畜改良増殖計画
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）
- スマート畜産推進事業
- 県産飼料自給体制整備事業

【達成指標】

項目	現状 (5年)	目標 (11年度)
安房地域畜産産出額	49億円	49億円



安房地域耕畜連携に関する視察研修会



水田裏作の飼料用オオムギ

(4) 森林整備の推進 **重点施策**

【現 状】

安房地域の森林面積は 30,289ha（森林率 52.5%）で、このうち人工林は 10,579ha（人工林率 34.9%）あり、その多くが主伐期を迎えています。しかし、木材価格の長期低迷や森林所有者の高齢化、世代交代などにより、経営意欲や森林への関心が低下し、多くの人工林では間伐などの森林整備も十分に行われてきませんでした。このため、千葉県森林組合（安房事業所）が森林所有者に代わって森林経営を受託し、森林経営計画の認定を受け補助事業を活用して森林整備に取り組むとともに、間伐材等の搬出と活用を進めてきました。しかし、複雑かつ急峻な地形、路網の不足などから、森林整備や木材搬出ができる森林は地域の一部に限られている状況です。また、零細な森林所有形態や境界の不明確化等が集約化や森林整備を進める上での大きな課題となっています。

このような状況下ですが、令和元年度に森林環境譲与税の譲与や森林経営管理制度が開始されたことに伴い、市町が主体となって未整備森林を集約化し、森林整備を実施する取組が始まっています。また、林業事業体においては、ハーベスタやプロセッサ、グラップルバケット、フォワーダ等の高性能林業機械を導入し、生産性の向上や間伐材等の搬出量の増大に向けた取組が進められています。管内の一部市町においては公共建築の木造化・木質化、地域材の活用も進みつつあり、今後は一層安定的に森林整備と間伐材等の搬出、活用が進むことが望まれます。

【課 題】

- ① 未整備森林の集約化及び計画的な森林整備の実施
- ② 森林環境譲与税を活用し、市町が主体となる行う森林整備の推進
- ③ 森林整備により生産された木材の有効活用

【10年後の目指す姿】

- ・ 市町と意欲のある林業事業体が連携し、優先的に整備すべき森林の整備に計画的に取り組んでいます。
- ・ 地域の森林整備により生産された木材が、地域内で有効活用されています。

【重点推進地域、主たる地域・対象】

千葉県森林組合安房事業所 《新たな集約化面積（累計）》 （現状）75ha⇒（目標）240ha	千葉県森林組合安房事業所 《材の搬出量（累計）》 （現状）1,692 m ³ ⇒（目標）5,300 m ³
《主な取組》 ・ 未整備森林や集約化候補箇所の抽出 ・ 集約化を担う人材の育成 ・ 森林経営計画の作成支援 ・ 森林経営計画の実行状況の確認	《主な取組》 ・ 森林整備面積の増加 ・ 高性能林業機械の活用 ・ 作業路の整備を支援 ・ 県産材利用事例の情報共有・発信

【展開方法】

- ・ 森林経営計画制度と森林整備事業を有効に活用して、千葉県森林組合等の林業事業者が森林経営計画に基づいた計画的な施業を継続的に実施できるよう支援します。
- ・ 千葉県森林経営管理協議会と連携して、市町による森林環境譲与税を活用した森林の経営管理に関する意向調査の実施や集約化、優先的に整備すべき森林の整備計画の作成を支援し、計画的な森林整備の実施を推進します。
- ・ 森林整備で生産された木材の搬出を推進するとともに、県産材活用事例を積極的に共有し、市町公共施設等における県産材の利用拡大を図ります。

【関連する施策・事業】

- 千葉南部地域森林計画
- 市町森林整備計画
- 森林経営計画制度
- 森林経営計画推進事業
- 森林整備事業
- 森林環境譲与税
- 市町木材利用促進方針
- ちばの木ふれあい空間創出事業
- 県営林の整備・管理の推進

【達成指標】

項 目	現 状 (6年度)	目 標 (11年度)
新たな集約化面積 (令和6年度からの累計)	78ha	250ha
間伐実施面積 (令和6年度からの累計)	70ha	270ha
材の搬出量 (令和6年度からの累計)	1,811 m ³	5,900 m ³



森林整備事業による間伐と間伐材搬出



グラップル付き運搬車による間伐材の運搬

(5) スマート農業の推進

【現 状】

安房地域では省力化や生産管理の最適化等を目的として、農薬散布用ドローンや園芸施設の複合環境制御装置、搾乳ロボット等が活用されているほか、高齢化による集落機能の低下に伴い、省力化が待望される農業用堰法面の管理にラジコン草刈機が導入される等、農業に関わる様々な場面でスマート技術の普及が進みつつあります。

一方、スマート農業に関する機械は比較的導入コストが高く、技術の進歩が著しいため、導入時期の判断が難しくなっています。

今後、スマート技術を導入し、経営の発展を目指す農業者は更に増加することが予想され、農業者が最適なスマート技術を選択できるよう支援する必要があります。

また、高額な大型スマート農機やドローンについては、導入コストを低減できるよう、地域内でのシェアリング体制の構築を支援していく必要があります。

【課 題】

- ① 地域や多品目・多様な経営形態に対応したスマート技術の普及
- ② 農業者への理解の促進

【展開方法】

- ・ 農業者がスマート農業を知り、最適な技術を選択できるよう、優良な活用事例を収集し、農業者に広く情報提供を行います。
- ・ 既にスマート技術を導入している農業者を対象に、営農管理システムやリモートセンシングによって得たデータを作業や栽培管理への精密化に生かせるよう支援を行います。
- ・ 直線アシスト作業機、農薬散布ドローン、園芸用モニタリング装置、牛群管理センサー等、多様な経営規模や担い手に対応した機械の導入を補助事業の活用等により支援します。
- ・ スマート農業技術の現場導入を支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進の取組を支援します。

【関連する施策・事業】

- 千葉県スマート農業推進方針
- 「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業（スマート農業推進型）
- スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業
- スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業
- 地域農業構造転換支援事業
- スマート畜産推進事業



傾斜地でのラジコン草刈機の実演

【達成指標】

項 目	現 状 (6年度)	目 標 (11年度)
スマート技術導入件数（延べ）	102 経営体	127 経営体

(6) 販売強化・6次産業化の推進

【現 状】

安房地域の常設直売所は23カ所あり、安房特産の農林産物(切花、食用ナバナ、びわ、かんきつ類など)などが並び、地元住民だけでなく県内外から観光客が訪れる地域農業の発信基地となっています。また、いちご狩りやみかん狩り、棚田のオーナー制度など地域資源を生かした観光・体験農業が行われています。

6次産業化の取組では、牛乳・蜂蜜・いちご加工・ワイン製造等が総合化事業計画の認定を受け、生産・販路拡大に努めています。また、生産・販売拠点として、令和6年に道の駅グリーンファーム館山、令和7年に南房総市総合加工施設が整備されました。

戦略的な販売促進として、ライブコマースによる特産品や観光コンテンツの販売支援や、ブランド力のある企業と連携した県産農産物の商品化・メニュー化の商談支援を行い、新たな販路開拓とブランディング強化を目指しています。

また、輸出の要望に対し、生産園地登録を円滑に進める等、生産者の取組を支援しています。

【課 題】

- ① 地域の直売・交流施設への交流人口の拡大と農林産物の地産地消等の販売拡大
- ② 食品加工における生産工程管理
- ③ 地域消費以外の多様な販売チャネルの創出
- ④ 地域特産品(レモン等)の6次産業化に取り組むビジネスモデルの育成
- ⑤ デジタル化の推進、デジタル人材の確保
- ⑥ ブランディングの一層の強化

【展開方法】

- ・ 直売や交流施設による、地域の特色のある生鮮食品や加工品などの情報を発信するための環境整備を支援するとともに、地産地消を推進します。
- ・ 6次産業化に取り組む農林業者を支援するための「6次産業化サポートセンター」と連携し、6次産業化の総合化事業計画の認定に向けて支援します。
- ・ 6次産業化に取り組む際に必要となる加工、販売施設等の整備を支援します。
- ・ 中山間地域等において、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着を図ります。
- ・ 輸出等に係る取組を支援します。

【関連する施策・事業】

- 「グリーン・ブルーツーリズム in ちば」推進事業
- 農業経営多角化支援事業
- 中山間地農業ルネッサンス事業
- 県産農林水産物販売促進事業



安房の三ツ星レモンクッキー

【達成指標】

項 目	現 状 (6年度)	目 標 (11年度)
総合化事業計画認定を受け、6次産業化を目指す経営体数	5 経営体	7 経営体

(7) 農村整備

ア 生産基盤の整備

【現 状】

安房地域は、昭和 40 年代から平地部を中心に、ほ場整備事業の本格実施が始まり、現在の整備状況は水田 3,331ha（整備率 63.3%）、畑等 446ha（整備率 31.5%）で、計 3,777ha（整備率 57.2%）です。

ほ場整備に加え、農業用ダム建設やため池改修、揚水機場の整備など農業農村整備事業の実施により農業生産性が向上し、早場米産地の形成に大きく貢献しています。

しかしながら農業の担い手が減少する中で、基盤整備を実施していない農地は条件が良くないため、担い手に借りてもらえないこともあります。過去に基盤整備を行っていても、1,000 m²程度の小規模な区画であると、同じように農地集積の支障となっている状況があります。

【課 題】

- ① 大規模経営に向けた農地集積の支障となっている未整備農地や小区画農地の区画拡大
- ② 基幹的な農道の整備

【展開方向】

- ・ 担い手が存在し地域農業の方向性が確立していることを前提として、基盤整備実施済み農地を大区画農地へ再整備するほ場整備事業を推進します。
- ・ 農地の集積が進み、地域農業の方向性が確立された地域において、限られた人員で効率よく作業することができ、スマート農業の効果を発揮できるような農地整備を推進します。
- ・ 広域農道は用地取得と工事の迅速化を図り、早期完成を目指します。

【関連する施策・事業】

- 経営体育成基盤整備事業
- 広域営農団地農道整備事業



区画整理工事（加茂川中部地区）

【達成指標】

項 目	現 状 (6年度)	目 標 (11年度)
基盤整備面積	3,777ha	3,819ha
基盤整備率	57.2%	57.8%

イ 土地改良施設の長寿命化対策

【現 状】

安房地域では、昭和 30 年頃から農業用ダムなどの農業水利施設が整備され、当地域の農業生産性の向上に大きく貢献してきました。

しかし、これらの農業水利施設の老朽化が進んでおり、農業用ダムにおいては堆砂も進み、取水機能の低下が見られることから、早急に抜本的な対策工事を実施する必要に迫られています。また、近年では、老朽化した埋設水道管等が原因となって道路が陥没する事故が発生し問題になっていますが、安房管内でも私有地や道路の下に埋設された幹線用水路の長寿命化対策が課題となっています。

【課 題】

- ① 農業用ダム、幹線用水路などの基幹的な農業水利施設の長寿命化対策

【展開方向】

- ・ 農業用ダムの機能低下対策工事を進め、農業用水の安定供給に努めます。
- ・ 幹線用水路等の基幹的な農業水利施設の詳細な機能診断及び保全計画を策定し、計画的な補修や更新整備を進めます。

【関連する施策・事業】

- 農業水利施設保全合理化事業
- 基幹水利施設ストックマネジメント事業
- 水利施設等保全高度化事業

【達成指標】

項 目	現 状 (6年度)	目 標 (11年度)
長寿命化対策事業に着手した農業用ダム	3 施設	4 施設



金山ダム（取水塔フロートの傾き）



安房中央ダム（堆砂状況）

(8) 農地利用集積の最適化

ア 地域計画に基づく農地集積の促進

【現 状】

農業従事者の高齢化や担い手不足、有害鳥獣被害の増加による荒廃農地の拡大等を受け、持続可能な農業の実現のため、地域計画の策定が法定化されました（令和5年、農業経営基盤強化促進法）。安房管内では、各地域での話し合いのもと59地区全てで地域計画が策定されました。県では「千葉県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」を改正し、担い手への農地の集積を積極的に推進しています。

農地集積は（公社）千葉県園芸協会が県農地中間管理機構として推進しており、令和6年度末時点における安房管内の担い手への集積が完了した農地面積は、耕地面積7,168haのうち1,716haとなっており、集積率は23.9%と令和2年の19.9%から向上しています。地域計画の策定や基盤整備事業の実施を契機に担い手と地域住民が話し合いと合意形成を重ね、更なる農地集積を図っていく必要があります。

【課 題】

- ① 地域農業の将来像を明確にする話し合いと制度の周知、理解促進
- ② 農地集積推進体制の強化
- ③ 農地基盤整備事業等の活用

【展開方法】

- ・ 地域農業の将来像を明確にできるよう地域計画に係る見直しの取組を支援し、ブラッシュアップするとともに、担い手への農地集積を促進します。
- ・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員への業務に関する研修会等を実施して、適正な業務執行を指導します。また、様々な機会を通して関係機関・団体と地域の状況を共有し連携を図ります。
- ・ 基盤整備を契機として地域の合意形成を進めるとともに、実情とニーズに合わせた農地基盤整備事業の実施により、担い手への農地集積・集約化を図ります。

【関連する施策・事業】

- 農地中間管理事業
- 農地集積・集約化等対策事業
- 農業経営基盤強化促進法
- 経営体育成基盤整備事業
- 農地中間管理機構関連農地整備事業



地域計画策定協議の様子

【達成指標】

項 目	現 状 (6年度)	目 標 (11年度)
担い手の経営耕作地面積が全農用地面積に占める割合	23.9%	25%

イ 荒廃農地の利活用の推進

【現 状】

令和6年度における安房地域の耕地面積7,168haのうち荒廃農地は756ha(10.5%)となっており、農業従事者の減少及び有害鳥獣による農作物被害により荒廃農地は増加傾向にあります。特に山間部の谷津田のような条件不利地は耕作放棄される場合が多く、有害鳥獣の住処になるなど農村環境に影響を及ぼしています。

地域が一体となって集落機能の維持・強化を進めることで、鳥獣被害を防ぎ、荒廃農地の増加を防ぐことが必要です。また、担い手が不在となった農地が荒れる前に次の担い手に農地を引き継げるよう、農地中間管理機構を活用し、地域内外の新たな担い手の参入や企業参入により、荒廃農地の拡大防止・解消を目指すことが必要です。

【課 題】

- ① 新規参入及び企業参入支援による担い手不足の解消
- ② 耕作条件改善による受手の負担軽減
- ③ 鳥獣被害対策の推進による営農意欲向上

【展開方法】

- ・ 市町、農業委員会、農地利用最適化推進委員と連携し、地域計画・農地中間管理機構を活用した中心経営体への農地集積・集約化を支援します。また、空き農地について関係機関が連携することにより新規参入者や参入企業の農地確保を支援します。
- ・ 荒廃農地やその恐れがある農地について、担い手の確保が見込める場合は、耕作条件の改善により生産基盤の強化を図り、従来どおりの営農が困難な農地では、粗放的利用による維持・保全を支援します。
- ・ 荒廃農地の発生を防止するため、捕獲・防護等の鳥獣害対策を集落単位で取り組む体制の整備等を市町と連携して進めます。

【関連する施策・事業】

- 農地中間管理事業
- 農地耕作条件改善事業
- 多面的機能支払交付金
- 鳥獣被害防止総合対策交付金
- 最適土地利用総合対策事業
- 遊休農地解消対策事業
- 中山間地域等直接支払交付金

【達成指標】

項 目	現 状 (6年度)	目 標 (11年度)
農用地区域内における荒廃農地の解消面積 (H25年度からの累計)	196ha	235ha



放牧により粗放的に荒廃農地を解消した事例

(9) 環境保全型農業と高温対策の推進

【現 状】

令和4年に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(以下、みどりの食料システム法)が成立し、農業分野でも環境負荷低減への取組が一層求められています。

安房地域では、以前から有機栽培や、化学合成農薬の使用抑制など、環境負荷低減に取り組む生産者は多く、「環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の認定」(以下、みどり認定)(10戸)、ちばエコ農産物(計画登録総数223件)が認定・登録されています。みどり認定は今後増加が見込まれますが、ちばエコ農産物は高齢化や販売面での差別化の難しさから、認証件数は年々減少傾向にあります。また、地域では水稻や野菜を中心に有機農業を志向する経営体が65あり、新規参入者もいることから、その数は増加傾向にあります。

また、近年は夏秋期の異常な高温により、農作物の収量や品質の低下が見られます。

【課 題】

- ① 環境負荷低減の取組の拡大
- ② 有機農業の啓発・技術普及
- ③ 高温対策による収量・品質の維持

【展開方法】

- ・ みどり認定の制度普及やちばエコ農産物認証の取得を促進し、環境負荷低減の取組を推進します。
- ・ 有機農業に係る環境保全型農業直接支払対策に併せた取組を支援します。
- ・ 高温対策に資する機械・装置や栽培技術の導入支援、高温に強い品種の導入推進を行います。

【関連する施策・事業】

- みどりの食料システム戦略推進交付金
(有機転換推進事業、グリーンな栽培体系加速化事業)
- 「ちばエコ農業」推進基本方針
- 「環境にやさしい農業」技術導入支援事業
- 環境保全型農業直接支払交付金
- 第3次千葉県有機農業推進事業
- ちばの園芸高温対策緊急支援事業



遮光塗料の塗布

【達成指標】

項 目	現 状 (6年度)	目 標 (11年度)
みどり認定認証件数	8戸	18戸

(10) 食の安全・安心

【現 状】

食の安全を確保するため、研修会や講習会等で農薬の適正使用の呼びかけを行うとともに、HACCPに沿った衛生管理について巡回調査や指導を行っています。また、信頼確保の観点から、食品表示、米トレーサビリティの適正な実施を推進しています。さらに、生産工程に沿って幅広く危害要因を分析し、総合的なリスク管理を行うGAP（農業生産工程管理）については、毎年推進産地を選定し、その普及に努めています。

食育に関しては、学校給食に地元の農産物を積極的に取り入れ、地場産物の活用を推進しています。また、農業体験を受け入れる農家も多く、安房地域の子どもたちは幼少期から農業体験や農産物に触れることで、食への関心を高めています。

【課 題】

- ① 農薬の適正使用
- ② 食品表示、米の取引に対する信頼性の確保
- ③ 食育の推進

【展開方法】

- ・ 農薬の適正使用推進のための研修会の開催、巡回指導（立入検査）等を実施します。
- ・ 食品表示・米トレーサビリティの適正化を図るための個別相談、巡回調査の実施、啓発資料等を配布します。
- ・ 安房地域食育推進会議を中心に、関係機関の連携を強化し食育活動の活性化に取り組みます。

【関連する施策・事業】

- 農薬安全使用・リスク管理推進事業
- 食品表示等適正化推進事業
- 米トレーサビリティ法適正化推進事業
- 千葉県農業生産工程管理推進事業
- 第4次千葉県食育推進計画
- ちば食育活動促進事業



安房地域食育活動交流会

【達成指標】

項 目	現 状 (6年度)	目 標 (11年度)
農薬適正使用の推進巡回	20 件/年	20 件/年
安房地域食育推進会議等の開催	2 回/年	2 回/年

3 地域振興

(1) 有害鳥獣被害対策の推進

【現 状】

令和6年度の安房地域の有害鳥獣による農作物の被害金額は74,523千円で、そのうちイノシシによる被害金額は45,379千円と全体の61%を占めています。鳥獣による被害は、生産者の営農意欲減退を招くため、国・県事業、研修会、リーダー育成などを通じた対策を行っています。

このような中、ICT等を活用し、捕獲対策の省力化や生息頭数管理等を進めていくほか、捕獲獣を新たな資源として活用できるよう施設整備等の支援を行っています。安房地域には6か所のジビエ処理加工施設が整備されており、今後も官民連携で、地域産業の振興につながるよう、引き続き資源活用の推進を図っていきます。

また、安房地域では「安房地域野生鳥獣対策連絡会議」を設置し、地域の関係機関・団体が連携して防護や捕獲等の被害対策を行っています。

【課 題】

- ① 集落単位の被害防止対策の推進
- ② 房総ジビエの普及・利用拡大
- ③ 野生鳥獣対策関係機関・団体の連携強化

【展開方法】

- ・ 集落単位で地域住民及び関係機関・団体が被害防止という目標を持って、補助事業等を活用した防護、捕獲、環境整備、資源活用に取り組む体制を整備します。
- ・ 捕獲した有害鳥獣の資源活用の推進を図るため、房総ジビエの食肉加工施設の整備や人材育成等を支援します。
- ・ 地域でのイベント等を利用し、周辺地域にも参加者を呼びかけ、地区外も対象にした広域的な農作物の被害防止対策の普及を推進します。
- ・ 千葉県野生鳥獣対策本部及び市町有害鳥獣対策協議会等との連携を図るため、安房地域野生鳥獣対策連絡会議を開催します。

【関連する施策・事業】

- 鳥獣被害防止総合対策交付金
- 獣害と戦う農村集落づくり事業
- 有害獣対策指導員設置事業
- 鳥獣被害対策地域リーダー育成事業
- 野生鳥獣対策推進方針



安房地域野生鳥獣対策連絡会議

【達成指標】

項 目	現 状 (6年度)	目 標 (11年度)
有害鳥獣による農作物被害額 及び面積	74,523千円/年 38.6ha/年	農作物被害の減少

(2) 農村の活性化

ア 農村の有する多面的機能の維持・発揮

【現 状】

農村を取り巻く環境は大きく変化しており、農家数の減少や高齢化による集落機能の低下が影響し、農地や農業用水路・農道・ため池等の地域資源の適切な維持管理、農業生産活動の継続による農地の保全や多面的機能の確保が困難となってきています。安房地域では、小規模農家が多くを占めており、これに加え特に中山間地域は傾斜地や小区画・不整形の農地が多く、農業の生産条件が不利であることから、その傾向が顕著に表れています。

これを改善するには、農村の有する多面的機能への理解を深め、地域ぐるみで地域資源を保全する取組や農業生産活動が継続できる体制づくりによる、緑豊かで住みよい農村の実現が望まれます。このため、多様な担い手の参画を図りつつ、各種交付金制度を効果的に活用した取組を推進しています。

【課 題】

- ① 新規参入する移住者や企業、援農ボランティア等の農村関係人口を増やし、地域の農業者・住民が地域ぐるみで地域資源を保全する活動組織の維持
- ② 中山間地域における適切な農業生産活動が継続できる体制の維持

【展開方法】

- ・ 地域共同による資源の持続的な保全管理活動により、農村の有する多面的機能が維持・発揮できる環境を整備する取組を支援します。
- ・ 中山間地域における多面的機能を確保するため、適切な農業生産活動を行う組織、農業者を支援します。

【関連する施策・事業】

- 多面的機能支払交付金
- 中山間地域等直接支払交付金
- 中山間地農業ルネッサンス事業



中山間地域における農業生産活動

【達成指標】

項 目	現 状 (6年度)	目 標 (11年度)
多面的機能支払交付金実施組織数	40 組織	40 組織
中山間地域等直接支払交付金の ネットワーク化加算活用協定数	—	18 協定

イ 都市と農山漁村の交流促進

【現 状】

安房地域は首都圏屈指のリゾート地域であり、道路網も整備されていることから、都市住民が訪れやすく、年間延べ1,000万人を超える観光客が訪れています。さらに、二地域居住等の新たな生活様式の選択も都市と農山漁村の交流活動や関係人口の創出につながっています。

また、花摘みやいちご狩り、棚田でのイベントなど観光農業体験施設での取組は、地域農林業への理解を深める交流拠点となっています。中でも直売所は農林業者、特に小規模事業者にとって生産物を有利販売できる重要な場であり、大きな役割を果たしています。

また、県民の森等の施設は、多くの地域内外の人々が訪れ、森林との触れ合いや教育の場として活用されています。

これら交流拠点・交流活動を活用しながら、地域農林業の魅力的な情報を発信し、都市住民と農山漁村の交流活動や農村関係人口拡大を推進しています。

【課 題】

- ① 農山漁村の魅力発信
- ② 交流拠点の魅力向上や受入体制の強化
- ③ 地域特産品の情報発信及び地域資源の利活用の推進、他産業との連携

【展開方法】

- ・ 観光農園、農林水産物直売所等の活性化や魅力向上、受け入れ体制の整備を進めるため、関係者向けの研修会等を通じて都市住民との交流活動を支援します。
- ・ 地域特産品である農林産物の情報発信、農商工連携による地域農林産物の利活用の取組を推進します。
- ・ 啓発資料「安房っていいな」を作成・配布することによって地域の魅力発信に努めます。

【関連する施策・事業】

- 「グリーン・ブルーツーリズム in ちば」推進事業
- 中山間ふるさと・水と土保全対策支援事業
- 地域資源活用価値創出対策

【達成指標】

項 目	現 状 (6年度)	目 標 (11年度)
研修会やイベント等の開催	3回/年	3回/年
管内直売所の年間販売金額	32.5億円	40億円



写真コンクール受賞作品

4 災害等への危機管理強化

(1) 災害対策等の推進

ア 災害等への危機管理強化

【現 状】

令和元年房総半島台風をはじめ、局所的なゲリラ豪雨等による風雨害の他、干ばつや冷害、高温等、近年の異常気象の多発により、安房地域の農業は大きな影響を受けています。また、高病原性鳥インフルエンザや豚熱をはじめとする家畜伝染病の感染に対する危惧、ナガエツルノゲイトウ、クビアカツヤカミキリ等農業に害を与える生物の増加など、農業経営のリスクは増しています。

一方、これらのリスク管理に対する生産者の関心の高まりから、有事に備えた生産体制の見直しや各種支援制度への加入が進んでいます。

【課 題】

- ① 各種セーフティーネット等制度の周知と理解促進
- ② 気象災害に備えた生産体制強化・危機管理能力の向上

【展開方法】

- ・ 園芸施設共済や収入保険等の農業保険、セーフティーネット等各種制度への加入を促進し、気象災害発生時の農業者の経営に対する影響を最小限に抑えます。
- ・ 市町や生産組織、共済組合等との連携を強化することで、気象災害や家畜伝染病等の発生が予測される場合の農業者への注意喚起及び被害防止、発生時の速やかな復旧支援を行います。
- ・ 施設の補強等による強靱化や自力施工等に関する技術研修会を開催することにより、農業者自身がリスクに備える取組を促進します。
- ・ 試験研究機関や民間組織と連携し、各種農業被害低減技術の開発と検証及び現地への普及拡大によって、リスク低減に向けた技術導入を進めます。
- ・ 非常用電源の整備や非常時を想定した迅速な復旧方法の計画化、農業版BCP（事業継続計画）への取組等によって、農業者の危機管理能力の向上を図ります。

【関連する施策・事業】

- 千葉県経営体育成支援事業
- 園芸産地における事業継続強化対策
- 天災融資資金、千葉県農業（漁業）災害対策資金
- 園芸施設共済・収入保険制度
- 家畜伝染病対策緊急強化事業

【達成指標】

項 目	現 状 (6年度)	目 標 (11年度)
農業版BCP（事業継続計画） 作成件数	—	10件

イ 農地の保全と災害の防止

【現 状】

富津市南部から鴨川市中部を結ぶ嶺岡山系を中心とした地域は、地質が不安定で、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域となっており、昭和 34 年から対策工事を進めています。

また、安房地域では農業用ため池が重要な水源となっていますが、近年、大規模地震や豪雨等により、ため池が被災している事例を踏まえ、決壊した場合に下流側の人家等への影響が大きいため池について、防災・減災対策を行う必要があります。

【課 題】

- ① 地すべり防止施設の更新整備
- ② ため池の改修と防災・減災対策

【展開方向】

- ・ 計画的かつ効率的な地すべり対策工事を進め、農地の保全に努めます。
- ・ 老朽化したため池の改修工事を進めます。
- ・ 決壊した場合に下流側の人家等への影響が大きい防災重点農業用ため池の劣化状況の診断調査及び耐震・豪雨調査を進め、順次必要な防災工事を進めます。

【関連する施策・事業】

- 地すべり対策事業
- ため池等整備事業
- 防災重点農業用ため池緊急整備事業

【達成指標】

項 目	現 状 (6年度)	目 標 (11年度)
県営地すべり対策事業 新規採択地区数 (令和 6 年度からの累計)	0 地区	1 地区
ため池改修地区数	26 地区	28 地区



地すべり対策工事（県単奥山地区）

ウ 災害に強い森林づくりの推進

【現 状】

長年放置された手入れ不足の森林では、下層植生の衰退や表土流出、病虫害や風害の発生、急斜面の大径木の根返り、倒木や林縁部における落枝などが防災上の課題となっています。令和元年房総半島台風では、各地で発生した風倒木により道路や電線が被災し、長期にわたる停電を引き起こすなど県民の生活に大きな影響を及ぼしました。近年激甚化する台風や集中豪雨等の気象災害や切迫する大規模地震による津波被害等から県民の生活を守るため、森林の持つ公益的機能を十分に発揮できるように対策していくことが、一層求められています。

【課 題】

- ① 道路や電線等の重要インフラ施設周辺における森林整備の推進
- ② 山地災害対策の推進
- ③ 海岸県有保安林の整備・再生の推進
- ④ 林地開発制度及び保安林制度の適正な執行

【展開方法】

- ・ 補助事業や森林環境譲与税を活用して市町が主体となって行う被害林の整備や重要なインフラ施設周辺の森林整備を推進します。
- ・ 山腹崩壊や土砂流出等の山地災害を防止及び軽減する山地災害対策や、津波被害等の軽減効果を持つ海岸県有保安林の整備・再生を進めます。
- ・ 林地開発制度や保安林制度の適正な執行により、森林の開発等による災害の未然防止を図ります。

【関連する施策・事業】

- 災害に強い森づくり事業
- サンプスギ林総合対策事業
- 森林整備事業
- 治山事業
- 林地開発制度及び保安林制度

【達成指標】

項 目	現 状 (6年度)	目 標 (11年度)
インフラ施設周辺森林整備面積（累計）	7.7ha	13.0ha



インフラ施設周辺の森林整備



海岸県有保安林の整備